

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年11月30日 08時20分ごろ
発生場所	熊本県天草市久玉浦 牛深港大池田防波堤灯台から真方位047°280m付近 (概位 北緯32°12.2′ 東経130°02.2′)
事故の概要	漁船第十二晴豊丸は、東北東進中、また、プレジャーボート拳志郎Ⅱは、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年12月9日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十二晴豊丸、8.3トン KM2-3299（漁船登録番号）、有限会社島田水産 B プレジャーボート 拳志郎Ⅱ、5トン未満（長さ3.29m） 281-36770熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 船首部のハンドレール及びアンカーローラに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.2m
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、養殖漁場で給餌作業を行う目的で、船長Aが船体後部の操縦区画で立って操船に当たり、約10～11ノットの対地速力とし、養殖筏を右舷側に見ながら東北東進中、左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 船長Aは、ふだん、養殖筏を右舷側に見て航行中、養殖筏に係留して釣りをする船舶が多く、船首方から左舷方にかけての広い海域で釣りをしている船舶を見掛けたことがなかったので、前路に他船はいないと思い、養殖筏の固定ロープ等を巻き込まないように右舷側を注意して見ており、船首方のB船に気付かなかったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船外機を停止し、船首を南方に向けて釣りをしながら漂泊中、船長Bが、右舷前方約50～60mに接近するA船を認めたが、これまでと同様に、航行中の他船が漂泊中のB船を避けると思い、漂泊を続けていたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、東北東進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、右舷側に注意を向けながら航行を続けたことから、船首方のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、漂流中、船長Bが、接近するA船を認めたものの、航行中のA船が漂流中のB船を避けると思い、漂流を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が東北東進中、B船が漂流中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、右舷側に注意を向けながら航行を続け、また、船長Bが、航行中のA船が漂流中のB船を避けると思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ふだん、特定の方向に船舶を見掛けたことがなくても、同方向に船舶がいなくとも、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 漂流中においても、航行中の他船が避けると思わず、周囲の適切な見張りを行うこと。